

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 6 号	三田市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
総 務 課	<p>【改正趣旨】 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を改めるに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【改正内容】 政令で定める基準に従い、障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間の算定等に用いる利率を「100分の5」から「事故発生日における法定利率」に改めるもの。</p> <p>【施行期日】 公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p>